

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

生活不活発病予防の取組について

（別添１～３のみ再送）

計３枚（本紙を除く）

Vol.245

平成２３年１０月２１日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（介護予防係・内線 3946）
FAX：03-3595-4010

被災地高齢者の生活不活発病対策

【健康生活サポーター（仮称）実践養成事業】

※健康生活サポーター（仮称）とは：生活不活発病についての研修を受けた一般住民

育成

- 対象：一般の地域住民、運動普及推進員 等
- 内容：保健師、看護師、理学療法士、介護福祉士等による、生活不活発病等に関する研修

活動

- 一般の地域住民が、健康生活サポーター（仮称）として、高齢者等を訪問
- 閉じこもりがちになっている高齢者等に対し、さまざまな予防活動への参加を呼びかける

（予防活動例）高齢者への声かけ、体操、ハイキング、食事会、お茶飲みサロンの開催 等

生活不活発病予防

連携

連携

【健康相談室の設置推進】

サポート拠点や仮設診療所の空き時間等を利用し、看護師等による健康相談を実施。
生活不活発病の早期発見を行う。

連携

【訪問型健康相談の推進】

訪問看護事業所の看護師等が高齢者を訪問し、健康相談を実施。
生活不活発病の早期発見を行う。

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災対応事業） ＜健康生活サポーター（仮称）実践養成事業で活用可能＞

（別添2）

震災対応事業の概要

◆重点分野雇用創造事業の基金における、「震災対応事業」として、被災した失業者の雇用機会を創出する事業を実施

◆事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用
- 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行う

◆対象者

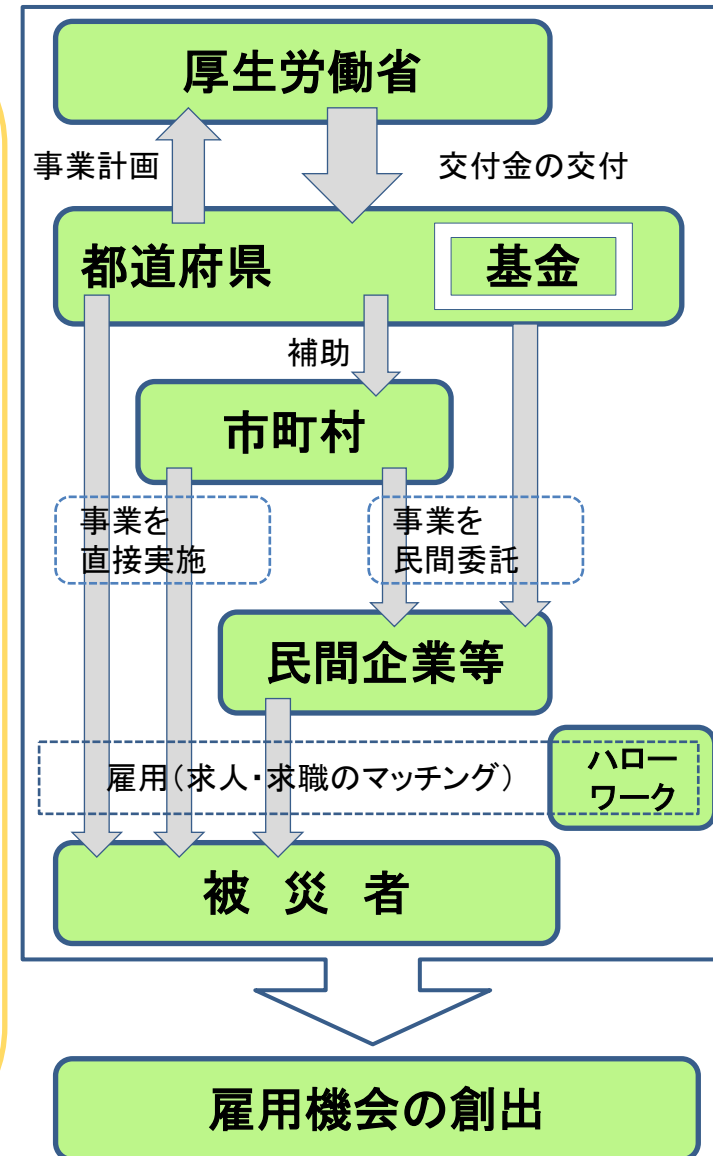
- 被災求職者（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者）

◆実施要件

- 「震災対応事業」で実施する事業は、原則として、被災求職者を雇用
- 新規に雇用される被災求職者の人件費割合は事業費の1/2以上

※ 緊急雇用創出事業でも、震災対応事業と同様の取組みが可能
※ 雇用期間の更新については、被災求職者については、震災対応事業を含む重点分野雇用創造事業、緊急雇用創出事業ともに複数回更新可

《事業スキーム》



地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度一次補正
70億円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

○ 対象地域：東日本大震災による特定被災地方公共団体

仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営

- 仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。
- 一次補正予算を活用し、介護等のサポート拠点の設置・運営費用として、岩手県16か所、宮城県45か所、福島県25か所分が、各県の予算に計上されている。

【対象経費】

- 設置費・・・仮設建物設置費、設備工事費、入浴・厨房等設備整備費、備品購入費等
- 運営費・・・人件費（賃金、謝金）、旅費、消耗品費、光熱水費 等



仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援等の例

- ・ 仮設住宅等的高齢者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 仮設住宅等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 生活不活発病の予防のための活動や健康相談等
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 関係団体・機関等との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

<参考> 事業実施までの流れ

